

新規事業『生活困窮者救済事業』のご案内

◎今までの在宅慰問事業は廃止とし、生活に困っている方を救済するための生活困窮者救済事業に取り組んでいきます。ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

■生活困窮者救済事業（概要）

1. 食料提供事業

【内容】当面の食料に困窮する方(世帯)に対して、約1週間分の**食料提供**を行う(年度内3回まで)

2. ライフライン支援事業

【内容】一時的にライフライン(電気・ガス・水道)が停止してしまった方(世帯)に対して、**必要物品**の援助を行う(年度内3回まで)

◎対象者

館林市内に居住し、生活保護を受給していない方を対象に、当日以降の食料品または食料品を購入する資金を持たず、緊急的かつ一時的な支援が必要なかた(世帯)、また、一時的にライフラインが停止してしまったかた(世帯)で下記の項目に該当する方になります。

No.	項目
1	ひとり親家庭で高校生以下の子どもがいる世帯
2	おおむね65歳以上の一人暮らしまたは二人暮らし高齢者世帯
3	身体障害者手帳を所持するかたがいる世帯
4	療育手帳を所持するかたがいる世帯
5	精神障害者福祉手帳を所持するかたがいる世帯
6	失業中で、就職活動を行っているかた
7	自立相談支援事業の利用申し込みをしているかた
8	転職等で次の給与まで期間があり、当面の生活費(食料)が不足するかた
9	疾病により就業が困難なかた
10	その他、緊急的に支援が必要と判断されるかた

※該当項目を証明するものがある場合は、証明書の写しの添付

◎利用の問い合わせ

ご相談下さい

館林市社会福祉協議会 地域福祉課 地域係

住所:館林市苗木町2452-1

電話：0276-75-7111

